

# 契 約 書

熊本大学医学部附属病院産科・婦人科（以下「甲」という。）と依頼者\_\_\_\_\_  
以下「乙」という。）との間において、医学的適応による未受精卵子の凍結保存に関する契約を次のとおり締結する。

（契約内容）

第1条 甲は乙の依頼により、医学的適応による未受精卵子の凍結・保存を行う。

（契約期間）

第2条 契約期間は、未受精卵子の凍結日から1年間とする。ただし、乙が本契約の満了日までに保存期間の延長を希望する場合は、依頼に応じて引き続き1年間契約を更新するものとし、以後も同様とする。ただし乙からの連絡がない場合、または乙の死亡や行方不明になった場合は、凍結保存を中止し卵子を廃棄する。

（未受精卵子の凍結保存の料金）

第3条 未受精卵子の凍結保存の料金は、卵子採取術料が54,000円、凍結術料が27,000円、凍結保管料については、凍結後1年を経過した時点から1年ごとに14,600円とする。

（保存に関する免責事項）

第4条 ①地震・津波・火山噴火 ②火災 ③戦争等による施設の破壊など、不慮の原因により凍結卵子が損傷もしくは喪失した場合は、本院の責任は免責される。

（疑義等の決定）

第5条 この契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 熊本県熊本市中央区本荘1-1-1  
熊本大学医学部附属病院産科・婦人科  
科長 ○○ ○○

乙 住所  
氏名